

事業申請書（様式第2号）の「1 農業法人等の概要」の「労働環境整備」における提出書類について

「労働環境整備」のうち、『④農業の「働き方改革」に資する施設の整備』で「既に取り組んでいる」を選択した場合には、該当施設の写真の提出が必須です。（過去に本事業等を活用していて、農業会議等により施設を確認済みの場合は提出を省略できます。）

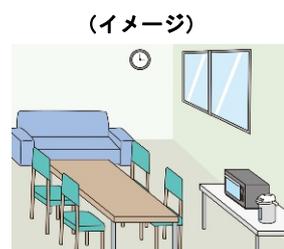
農業の「働き方改革」に資する施設とは以下の施設を指します。

- (1) 休憩所 (2) 更衣室 (3) 男女別トイレ (4) シャワー
- (5) その他、全国農業会議所が認めるもの

各施設の整備基準

(1) 休憩所

- ア 屋内、屋外の独立した空間（プレハブ等）のどちらでも可。
- イ 他の施設・設備と区分されており、屋根があるもの。
- ウ パーティション等により仕切られる等、他の空間との仕切りが曖昧なものは不可。



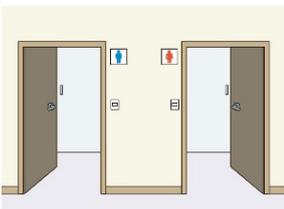
(2) 更衣室

- ア 更衣のために使用される専用の部屋であり、他の施設・設備と区分されていること。
- イ 個人用ロッカーを備えていること。
- ウ 更衣のためのスペースが確保されていること。



(3) 男女別トイレ

- ア 屋内、屋外のどちらに設置されていても可。
- イ 「男女兼用」と「女性専用」の組み合わせは可。



(4) シャワー

- ア シャワー利用のみに使用される専用の部屋であること。
- イ シャワー室と隣接した脱衣場を備えていること。

